

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

就職困難者を雇い入れる中小企業への 支援が拡充されました!

特定求職者雇用開発助成金

○特定就職困難者雇用開発助成金

障害者などの就職困難者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部の助成を行います。

対象労働者	助成額	
	大企業	中小企業
高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等 ※	50万円	60万円 → 90万円
身体・知的障害者 ※	50万円	90万円 → 135万円
重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者 ※	100万円	160万円 → 240万円
身体・知的・精神障害者（短時間労働者）	30万円	60万円 → 90万円
その他の短時間労働者	30万円	40万円 → 60万円

※ 短時間労働者を除く

○高年齢者雇用開発特別奨励金

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク又は有料・無料の職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限り。）に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

対象労働者	助成額	
	大企業	中小企業
短時間労働者以外の者	50万円	60万円 → 90万円
短時間労働者	30万円	40万円 → 60万円

(注) 短時間労働者以外の者とは一週間の所定労働時間が30時間以上の者をいいます。
短時間労働者とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。

※ 上記は平成21年2月現在。支給要件等が変更される場合があります。